



## 一、相关新法令、新政策

### ● 关于深化流通体制改革加快流通产业发展的意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2012〕39号

【发布日期】2012-08-03

【内容提要】该意见提出加快推进流通产业改革发展的若干主要任务、支持政策和保障措施，其中包括：

- 加大流通业用地支持力度；
- 完善财政金融支持政策；
- 减轻流通产业税收负担；
- 降低流通环节费用；等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/07/content\\_2199496.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/07/content_2199496.htm)

### ● 关于印发电子口岸发展“十二五”规划的通知

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2012〕41号

【发布日期】2012-07-27

【实施期间】2011-2015

【内容提要】该规划提出：

发展目标
到 2015 年，电子口岸平台基础设施进一步完善，电子口岸平台通关、物流、商务功能进一步丰富，企业通关更加高效、有序、便捷。
重点任务
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ <b>中央：</b>建设跨部门综合信息共享数据库（进出口企业综合资信库、口岸管理政策法规资讯库）。</li><li>▪ <b>地方：</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 建立通关及物流状态综合信息库，为企业提供全程状态查询服务。</li><li>➢ 开发地方跨部门综合性大通关服务应用项目（如：报关报检、进出境运输工具、舱单、进出境人员信息等“一次录入、分别申报”项目；多式联运、电子装箱单、电子提货单、网上订舱、堆场联网、仓库联网、物流综合信息查询等项目；等）。</li></ul></li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/06/content\\_2198897.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/06/content_2198897.htm)

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 流通体制改革の推進による流通産業の発展促進に関する意見

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2012〕39号

【発布日】2012-08-03

【概要】本意見は流通産業の改革発展を促進する若干の主要任務、支援政策および保障措置を提起しており、それには以下の内容が含まれる。

- 流通業用地の支援を強化する。
- 財政金融支援制度を整備する。
- 流通産業税負担を軽減する。
- 流通段階における費用を引き下げる。その他。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/07/content\\_2199496.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/07/content_2199496.htm)

### ● 電子検問所の発展に関する「第十二次五カ年」計画の印刷配布に関する通知

【発布機関】国务院办公厅

【発布番号】国办发〔2012〕41号

【発布日】2012-07-27

【施行期間】2011-2015

【概要】本計画で提起された内容は以下の通りである。

发展目标
2015 年までに、電子検問所プラットフォームのインフラをより完全なものとし、電子検問所プラットフォームの通関、物流、商務機能をより多様化し、企業の通関作業をより効率良く、順序良く、迅速なものにする。
重点任务
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ <b>中央：</b>部門を越えた総合情報共有データベース（輸出入企業の総合与信データベース、検問所管理政策法规情報データベース）を構築する。</li><li>▪ <b>地方：</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 通関および物流状況に関する総合情報データベースを構築し、企業に全過程の状況に関する照会サービスを提供する。</li><li>➢ 地方の部門を越えた総合的大通関サービスアプリケーション項目の開発を行う（たとえば、通関検査申告、出入国運送手段、積荷目録、出入国者情報などの「一括入力、分別申告」の項目、複合運送、電子パッキングリスト、電子船荷証券、オンラインブッキング、コンテナヤード情報ネット、倉庫情報ネット、物流総合情報照会などの項目、他）。</li></ul></li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/06/content\\_2198897.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-08/06/content_2198897.htm)

● 关于进一步加强化工园区安全管理的指导意见

【发布单位】国务院安全生产委员会办公室  
【发布文号】安委办〔2012〕37号  
【发布日期】2012-08-07  
【内容提要】该意见提出严格化工园区企业的准入，包括：

严格准入
<ul style="list-style-type: none"><li>充分考虑园区产业链的安全性和科学性，有选择地接纳危险化学品企业入园。把符合安全生产标准、园区产业链安全 and 安全风险容量要求，作为危险化学品企业准入的前置条件。</li><li>严格禁止工艺设备设施落后的项目入园，严格限制本质安全水平低的项目建设。</li><li>严格控制涉及光气、剧毒化学品生产企业的建设项目，从严审批涉及重点监管的危险化学品工艺企业、重点监管危险化学品生产储存装置或危险化学品重大危险源（以下简称“两重点一重大”）的建设项目。</li><li>新建化工生产储存装置应当装备自动化控制系统，涉及易燃易爆、有毒有害气体的生产储存装置必须装备易燃易爆、有毒有害气体泄漏报警系统，涉及“两重点一重大”的生产储存装置应装备安全联锁系统。</li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_4976/2012/0809/174959/content\\_174959.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4976/2012/0809/174959/content_174959.htm)

● 关于印发危险化学品企业事故隐患排查治理实施导则的通知

【发布单位】国家安全生产监督管理总局  
【发布文号】安监总管三〔2012〕103号  
【发布日期】2012-08-07  
【内容提要】根据该通知：危险化学品企业要按照《危险化学品企业事故隐患排查治理实施导则》要求，建立隐患排查治理工作责任制，完善隐患排查治理制度，规范各项工作程序，实时监控重大隐患，逐步建立隐患排查治理的常态化机制。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2012/0810/174989/content\\_174989.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2012/0810/174989/content_174989.htm)

● 化学工業園區安全管理の一層強化に関する指導意見

【発布機関】国务院安全生产委员会办公室  
【発布番号】安委办〔2012〕37号  
【発布日】2012-08-07  
【概要】本意見は化学工業園區の企業参入の厳格化を提起し、以下の内容が含まれる。

参入の厳格化
<ul style="list-style-type: none"><li>園區産業チェーンの安全性と科学性を充分に考慮し、危険化学品企業の入园を選択的に受入れる。安全生産基準、園區産業チェーン安全と安全リスク容量要求に適合することを危険化学品企業参入の前置条件とする。</li><li>旧式の工業技術設備施設を用いた事業の入园を厳禁する。本質的に安全レベルの低い事業の建設を厳格に制限する。</li><li>ホスゲン、劇毒化学品の生産にかかわる企業の建設事業を厳格に統制する。重点監督管理対象である危険化学工業の工業技術にかかわる企業、重点監督管理対象である危険化学品生産保管装置または危険化学品の重大危険源（以下、「2重点1重大」という）の建設事業については厳格な審査を行う。</li><li>新たに建設する化学工業生産保管装置は自動化された制御システムを備えていなければならない。可燃可爆、有毒有害の気体にかかわる生産保管装置は可燃可爆、有毒有害気体のガス漏れ警報システムを備えていなければならない。「2重点1重大」にかかわる生産保管装置は安全インターロックシステムを備えていなければならない。</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_4976/2012/0809/174959/content\\_174959.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_4976/2012/0809/174959/content_174959.htm)

● 危险化学品企業事故危險性逐一調查管理實施手引を印刷配布することについての通知

【発布機関】国家安全生产监督管理总局  
【発布番号】安监总管三〔2012〕103号  
【発布日】2012-08-07  
【概要】本通知によると、危険化学品企業は、「危険化学品企業事故危險性逐一調查管理實施手引」の要求に基づき、危險性逐一調查管理作業責任制度を制定し、危險性の逐一調查管理制度を整備し、各種作業秩序を規範化し、重大な危險性を適宜モニタリングし、危險性逐一調查管理の常态化メカニズムを徐々に構築しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2012/0810/174989/content\\_174989.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2012/0810/174989/content_174989.htm)

● [关于发布 2012 年北京市行业工资指导线的通知（北京）](#)

【发布单位】北京市人力资源和社会保障局  
【发布文号】京人社劳发〔2012〕174 号  
【发布日期】2012-07-27  
【内容提要】根据该通知：2012 年共对十七个行业发布行业工资指导线，企业可以根据自身情况参考不同经济类型的相关指标合理确定工资水平。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1236363.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [《中华人民共和国专利法修改草案》公开征求意见](#)

日前，国家知识产权局公布[《中华人民共和国专利法修改草案（征求意见稿）》及修改说明](#)，现公开征求意见（截止日期是 2012 年 09 月 10 日）。该征求意见稿对《专利法》的部分条款提出了修改建议，主要如下：

- （一）赋予司法机关和行政执法机关调查取证权；
- （二）增加管理专利工作的部门对侵权赔偿额的判定职能；
- （三）明确无效宣告请求审查决定的生效时间及相关后续程序；
- （四）增设对故意侵权的惩罚性赔偿制度，解决专利维权“赔偿低”的问题；
- （五）赋予管理专利工作的部门查处和制止恶性侵权行为的职能。

（摘自国家知识产权局网站；2012 年 08 月 09 日发布）

● [2012 年北京市業種別給与指導ラインを發布することについての通知（北京）](#)

【発布機関】北京市人的資源社会保障局  
【発布番号】京人社劳発〔2012〕174 号  
【発布日】2012-07-27  
【概要】本通知によると、2012 年に計 17 の業種に対して業種別給与指導ラインを發布し、企業は自己の状況に応じて、経済分類別の関係指数を参考に、給与水準を合理的に確定することができる。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1236363.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [「中華人民共和国特許法改正草案」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国家知識産権局は、「[中華人民共和国特許法改正草案（意見募集案）](#)」および改正の説明を公表し、パブリックコメントを募集している（募集締切日は 2012 年 9 月 10 日）。本意見募集案は、「特許法」の一部条項について改正の提案を行うものであり、主には以下の通りである。

- （一）司法機関および行政法令執行機関に対し、証拠調査収集権を与える。
- （二）特許作業を管理する部門の権利侵害賠償額に対する判定機能を追加する。
- （三）無効宣告請求の審査決定の発効時期およびその後続の手順を明確にする。
- （四）故意の権利侵害に対する懲戒的賠償制度を新たに設け、特許権の保護における「賠償額の低さ」を解決する。
- （五）特許作業を管理する部門に悪意の権利侵害行為を取り締まり、制止する職能を与える。

（2012 年 8 月 9 日付の国家知識産権局ウェブサイトより抜粋）



● CIETAC 北京、上海、深圳の第二轮较量

第 294 期《里兆法律资讯》曾披露，2012 年 05 月初，中国国际经济贸易仲裁委员会（以下简称“贸仲委”或“北京 CIETAC”）与中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会（以下简称“上海贸仲”或“上海 CIETAC”）因为对各自的机构性质及主体资格（涉及人事、财务等方面的自主支配权）、仲裁规则、章程及聘任仲裁员规则等的看法和理解不同，相互发布针锋相对的公告，引发了“仲裁院之间的纠纷”。

该事件尚未得到及时解决，而且，随着中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会（原 CIETAC 深圳分会，2010 年同时启用“深圳国际仲裁院”的名称；以下简称“华南贸仲”或“深圳 CIETAC”）的加入，纠纷有愈演愈烈之势。

作为第二轮较量的开始，2012 年 08 月 01 日，北京 CIETAC 在其官方网站发布了《[中国国际经济贸易仲裁委员会关于约定由中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会、中国国际经济贸易仲裁委员会华南分会仲裁的案的管理公告](#)》，宣称自 2012 年 08 月 01 日起，中止对上海 CIETAC、深圳 CIETAC 接受仲裁申请并管理仲裁案件的授权，当事人约定将争议提交上海 CIETAC 或深圳 CIETAC 仲裁的，自 2012 年 08 月 01 日起，当事人应向北京 CIETAC 申请仲裁。

针对北京 CIETAC 的此举，上海 CIETAC 和深圳 CIETAC 于 2012 年 08 月 04 日在各自官方网站发布了《[上海贸仲、华南贸仲关于贸仲委“管理公告”的联合声明](#)》，声明上海 CIETAC 和深圳 CIETAC 是合法、独立的仲裁机构，将继续适用各自的仲裁规则，并指责北京 CIETAC 强行要求当事人将明确约定由上海 CIETAC 或深圳 CIETAC 仲裁的案件向北京 CIETAC 申请仲裁，违反《仲裁法》的规定以及当事人意思自治的原则。

估计，这场“仲裁院之间的纠纷”在短期内可能无法妥善解决。在此期间，对于已经明确选择上海 CIETAC 或深圳 CIETAC 作为仲裁机构的情形，或者虽然约定由 CIETAC 仲裁、但未明确约定仲裁地点的情形等，不宜贸然向某一地的 CIETAC 申请仲裁，律师建议，在申请仲裁之前，与相关仲裁机构、后续执行法院等进行沟通、确认，以确保仲裁裁决本身的法律效力及后续的执行效力。

“仲裁院之间的纠纷”，不仅减损了当事人对 CIETAC 的信心，更减损了这么多年来好不容易建立起来的中国涉外商事仲裁机构的形象。律师对此也感到非常遗憾，期待纠纷得到快速、妥善解决。

（里兆律师事务所 2012 年 08 月 10 日整理编写）

● CIETAC 北京、上海、深センが再び対立する

第 294 期「里兆法律情報」でも紹介したが、2012 年 5 月初めに、中国国際経済貿易仲裁委員会（以下「貿易仲裁委員会」または「北京 CIETAC」という）は中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会（以下「上海貿易仲裁委員会」または「上海 CIETAC」という）は、各自の機構の性質および主体資格（人事、財務などの方面での自主支配権にかかわる）、仲裁規則、定款および仲裁員の招聘規則などの見方および認識の不一致から、互いに相対立する公告を發布したことで、「仲裁院同士の紛争」が生じた。

本事件はまだ解決されておらず、しかも、中国国際経済貿易仲裁委員会华南分会（旧 CIETAC 深セン分会。2010 年には「深セン国際仲裁院」の名称を同時に使用しており、以下「華南貿易仲裁委員会」または「深セン CIETAC」という）の加入に伴い、紛争は益々激しさを増した。

二度目の対立の発端は、2012 年 8 月 1 日に、北京 CIETAC がそのオフィシャルウェブサイト上で「[中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会、中国国際経済貿易仲裁委員会华南分会が仲裁を行うと約定した案件についての中国国際経済貿易仲裁委員会による管理公告](#)」を公表し、2012 年 8 月 1 日から、上海 CIETAC、深セン CIETAC による仲裁申立の受理と仲裁案件管理の授權を中止し、当事者が紛争を上海 CIETAC または深セン CIETAC での仲裁で解決すると約定している場合、2012 年 8 月 1 日から、当事者は北京 CIETAC に仲裁を申立なければならないとしたことによる。

北京 CIETAC によるこの行動に対して、上海 CIETAC と深セン CIETAC は、2012 年 8 月 4 日に各自のオフィシャルウェブサイト上で「[上海貿易仲裁委員会、華南貿易仲裁委員会による貿易仲裁委員会「管理公告」に対する共同声明](#)」を發布し、上海 CIETAC と深セン CIETAC は適法且つ独立した仲裁機構であり、引き続き各自の仲裁規則を適用することを声明し、且つ北京 CIETAC が、上海 CIETAC または深セン CIETAC での仲裁を約定している案件を北京 CIETAC に仲裁を申し立てるよう当事者に強制することは、「仲裁法」の規定および当事者の意思自治の原則に背くものであると非難した。

予測では、この「仲裁院同士の紛争」は短期間では適切に解決できないであろうと思われ、この間においては、上海 CIETAC または深セン CIETAC を仲裁機構としてすでに明確に選択しているケース、または CIETAC での仲裁を約定しているが、仲裁場所を明確に約定していないケースなどについては、そう容易く特定の地域の CIETAC に仲裁を申し立てるのは好ましくなく、仲裁判断そのものの法的効力およびその後の強制執行効力が保たれるよう、なるべく仲裁を申し立てる前に、係る仲裁機構、後続の執行裁判所などに相談をし、確認しておくのがよい。

「仲裁院同士の紛争」は、当事者の CIETAC に対する信頼に影響するだけでなく、長期に亘ってようやく構築されてきた中国の涉外商事仲裁機構のイメージをも損な

うものである。筆者としても、本件については非常に遺憾であり、紛争が速やかに、適切に解決されることを願いたい。

(里兆法律事務所が 2012 年 8 月 10 日付で作成)